

官庁営繕事業における事業評価手法について (事後評価)

平成28年8月1日
中部地方整備局営繕部

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領

事後評価の視点

- (1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- (2) 事業の効果の発現状況
- (3) 事業実施による環境の変化
- (4) 社会経済情勢の変化
- (5) 今後の事後評価の必要性
- (6) 改善措置の必要性
- (7) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

官庁営繕事業における事後評価の視点

- ・事後評価は、以下の3つの視点で実施している。(視点毎に評価)
- ・官庁営繕事業の効果は、提供される行政サービスと一体となって発揮されるという特性があり、費用便益分析(B/C)がなじまないことから、事業計画の合理性は代替案との経済比較等により確認している。

①事業計画の必要性 ②事業計画の合理性 ③事業計画の効果(B1・B2)

官庁営繕事業における事業評価手法(事後評価)

評価手法については、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定めた「官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法」による。(最終改定：平成28年5月26日 国営施第9号)

①事業計画の必要性

「事業計画の必要性」に関する評点が、**100点以上**であることを確認する。

・新規施設の場合:「法令等」、「新たな行政需要」、「機構新設」から計画理由の評点を算出する。また合同庁舎計画に基づくものは10点を加算したものを評点とする。

新規事業採択時評価手法による「事業計画の必要性に関する評価指標」を使用

②事業計画の合理性

「事業計画の合理性」に関する評点が、**100点**であることを確認する。

・評点が100点である評価は、「他の案では事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合」等に当てはまる場合。

新規事業採択時評価手法による「事業計画の合理性に関する評価指標」を使用

③事業計画の効果

B1:「事業計画の効果」に関する評点が、**100点以上**であることを確認する。B2:発現状況を検証する。

B1(業務を行うための基本機能)を評価

構造:適切な構造、機能

位置:敷地の場所が適切

規模:敷地と建築物が適切な規模

位置:都市計画・土地利用計画等との整合

B2(施策に基づく付加機能)を評価

緑化の推進

自然エネルギーの利用

防災性の確保

ユニバーサルデザイン

「事業計画の効果(B1)の発現状況の評価するための指標」「施策に基づく付加機能(B2)の発現状況チェックリスト」を使用